

社会福祉法人中東福祉会 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、より子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年12月31日

2. 内容

目標1：育児休業の取得を促進する。

〈対策〉

- 令和3年1月～ 制度内容等について事業所内掲示等により職員に周知する。
休業取得に関する質問等の相談窓口は各事業所の他、法人本部とする。

目標2：育児休業を取得しないものの、短時間労働等を希望するものに対して相談しやすい環境の整備を行う。

〈対策〉

- 令和3年1月～ 制度内容等について事業所内掲示等により職員に周知する。
短時間労働等に関する質問等の相談窓口は各事業所の他、法人本部とする。